〇環境省告示第九十七号

事 号 機 口 海 洋 関 及 海 び 汚 洋 二、 染 環 等 境 第 及 保 び 号 護 海 委 上 口 災 員 及 会 害 び = \mathcal{O} \mathcal{O} 防 判 定 第 止 に 三 に 号 基 関 づ す 口 き る 及 環 法 び 律 境 = 大 並 施 臣 行 び が 令 12 指 別 (昭 定 表 す 第 和 る 兀 + 物 \mathcal{O} 質 六 年 第 平 十三 政 成 令 第 + 号 八 \mathcal{O} 年 百 規 環 定 __ 号) 境 12 省 基 <u>告</u> 別 づ き、 示 表 第 第 百 玉 ___ 第 際 匹 + 海

八号)等の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月十一日

環境大臣 細野 豪志

第 玉 際 海 事 機 関 海 洋 環 境 保 護 委 員 会 \mathcal{O} 判 定 に 基 づ き 環 境 大 臣 が 指 定 す る 物 質 0) 部 を 次 \mathcal{O} ょ う 1C

改正する。

第 号 \mathcal{O} 表 中 (1)を (2)とし、 (1) とし 7 次 0) ょ う に 加 え る。

(1) か 5 ア + ル 六 + \mathcal{O} ル t プ \mathcal{O} 口 及 ポ キ び そ シ アミ \mathcal{O} 混 ン 合 物 工 に 1 限 キ る。 シラ 1 テ ル 丰 ル 基 \mathcal{O} 炭 素 数 が + <u>-</u>

第二号 \mathcal{O} 表 中 (5)を 削 り、 (6) を (5) とし、 (5) \mathcal{O} 次 に 次 0 ように 加 え る。

(6) \mathcal{O} る ジ 濃 度 シ が ク 八 口 + \sim ン 重 タ 量 ジ パ 工 ン 及 セ ン び そ 卜 以 0 _ 上 八 量 + 体 九 \mathcal{O} 重 混 量 合 パ 物] (i) セ ン シ \vdash ク 以 口 下 \sim \mathcal{O} ン ŧ タ ジ \mathcal{O} に 工 限 ン <u>二</u> 五